

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書

.....

社会福祉法人 キリスト教児童福祉会

聖母愛児園

横浜市中区山手町 68 番地

.....

【評価対象種別】
児童養護施設

【使用評価項目】
全社協版

●実施概要	P1
●総合評価	P2 ~ P3
●評価結果概要	P4 ~P17
●事業者コメント	P18

2015年2月

評価実施機関：合同会社 評価市民・ネクスト



【評価実施概要】

評価開始日	2014年5月25日
自己評価	2014年7月～9月
利用者家族アンケート調査	2014年9月1日～9月15日
	送付対象について施設と児童相談所で調整の上、施設側からアンケート用紙を送付した。 各保護者より、返信用封筒で、評価機関にあてて無記名で返信してもらった。
訪問実地調査	2014年12月18日、12月24日
	[第1日] <ul style="list-style-type: none"> ・書類調査 ・事業者ヒアリング（施設長、主任） ・職員ヒアリング（主任、保育士・児童指導員、園内保育担当者、栄養士） ・観察調査（3つの居住ユニットに分かれて児童とともに夕食をとる等） ・利用者ヒアリング（5名）
	[第2日] <ul style="list-style-type: none"> ・事業者ヒアリング（施設長） ・職員ヒアリング <ul style="list-style-type: none"> 対象者：主任、保育士・児童指導員、地域小規模児童養護施設担当者、心理療法士 ・利用者ヒアリング（5名）
評価決定委員会開催日	2015年2月2日
事業所への報告書提出日	2015年2月20日

【施設の概要】

児童養護施設聖母愛児園（運営主体：社会福祉法人キリスト教児童福祉会）は、前身の乳児院が開設された戦後間もないころから、一貫して家庭で養育することが困難になった子どもたちとその家族の支援をしています。現在、横浜市山手の住宅地に、2010年に改築された3階建ての施設で、2歳から18歳までの定員90名の子どもたちが、6～8名のグループごとに職員の支援を受け暮らしています。

キリスト教の愛の精神を理念として、当初から家庭的な養育を実践していますが、時代のニーズや課題に対する取り組みもしています。本園所在地の隣町に「本郷ホーム」を開設し、地域小規模児童養護施設として横浜市では最初に指定を受けています。本園の敷地内に同法人が「児童家庭支援センターみなと」を併設し、児童福祉について各種事業を展開し、他機関と連携しています。

特長・優れている点

【1】一人一人の子どもを大切にされた家庭的支援

当施設は、幼児から高校生まで男女混合6～8名の子どもたちが、それぞれ12のホームで、通常2人の担当職員と共に兄弟姉妹のように暮らしています。2ホームに1人の児童指導員も子どもたちを支援しています。施設全体の栄養士が作成した献立表を基に、各ホームで担当職員が調理をして食事を準備しています。通学用の弁当は、おかずも考えて作っています。子どもたちも年齢に応じて家事ができるように、キッチンには安全を考慮されたIH調理器等が備えられています。各ホームでは職員と子どもで相談し、家事の担当、ホーム旅行の行き先、食事のあいさつの仕方、入浴順を決めるなど、一般家庭同様それぞれの生活様式で暮らしています。また、地域小規模児童養護施設「本郷ホーム」では、3名の職員が調理のみならず食事の献立作りから買い物まですべてホームで行い、6名の子どもたちと暮らしています。

施設は同時に子どもたち一人一人に合わせた支援もしています。未就園児(3名)と帰園後の幼稚園児(13名)は、園内保育「エンジェル」で専属の保育士と平日の日中を過ごしています。ホームでは1人の子どものために誕生日など外出をしてプレゼントを渡したり、学習支援が必要な子どもには、職員やボランティアが教えたりしています。パソコン、太鼓、茶道の教室があり、希望する子どもが取り組んでいます。家族のために親子で過ごす宿泊場所を提供することもあります。

子どもたちの自立に備え、高校生にはアルバイトを奨励し、職員の自立サポート委員会が毎月開かれ、社会体験ツアーを実施したり、パソコン教室を開いたり、外部のNPOなどとも協働するアフターケアの勉強会で職員が講師を務めるなど、開かれた活動をしています。退所者のために年1回「集まるう会」があり、旧職員も参加し、楽しそうな写真と共に、そこでの率直な意見が施設内に掲示されていました。

職員数が制度上限られる中、子どもたちには職員の温かいまなざしと熱意が向けられています。

【2】現場職員の主体性を重視した日常生活支援

施設の各ホームの運営については、ほとんどのことが生活を支援する担当職員に委ねられています。

職員は、「子どもたちの最善の利益と権利擁護」という共通姿勢を持っていますが、生活の細部の決め方は各ホームで違ってきます。食事時の約束、衣類、学習支援等ホームの個性が表れています。

施設はA、B、C3棟(ブロック)ごとに各4つのホームがあり、それぞれ玄関やダイニングキッチン、個室中心の居室、トイレ、浴室等があり、主担当・副担当の2人の支援員を配置しています。隣り合った

2つのホームの間に職員の宿直室があり、児童指導員はこの部屋から2つのホームに内部から行き来できますが、独立性の高い構造となっています。また、ブロックごとに主任が配置され、職員にアドバイスをしたり、休暇などで欠員が出ると現場に入ってケアの支援もしたりしています。主任は、日常的に各ブロックの様子を相互に話し合い、職員も会議や打ち合わせで各ホームの報告、連絡、相談をしています。バザーなど施設全体の行事となると、職員は一致協力して取り組んでいます。また、職員は出産・育児等の休暇を取得したり、一度退職後、園内保育の保育士として非常勤で働いたりするなど働きやすい職場となっています。

【3】園の歴史の中で培われ、大切にしている近隣関係

施設は70年近い歴史の中で、乳児院、女子のみの児童養護施設、現在の児童養護施設と形態も運営法人も変わってきましたが、一貫して周辺のミッションスクールなどとの関係を持ってきました。現在もそのような学校から多くの生徒・保護者がボランティアとして参加しています。地域住民も裁縫、学習指導、ヘアカット、茶道等多様なボランティアとして来園しています。

子どもたちも学校の友人と「遊びに行ったり来たりする関係」が日常的に見られ、連合町内会の運動会で活躍したり、夏祭りや地域のマラソン大会に参加したりしています。毎年職員が総出で、近隣住民の協力を得て行う園のバザーには300人以上の参加者があります。

施設は地域の中で理解されて存在感を持っています。

改善や工夫が望まれる点

【1】手順書・マニュアルの整備と共有

各ホームでの支援は職員に任されている部分が多く、施設の家庭的な支援の根幹ともなっています。しかし、ブロックやホームは独立性が高く、他のブロックやホームは相互に見えにくく、基本的な支援の方法にもばらつきがあるようです。多くの子どもたちへの支援の基本をそろえるには、何が標準的な実施方法であるべきかということから、職員間で日常の支援を振り返り上で業務の手順書を作り、確認することが望めます。また、マニュアル類は整備されているものも多くありますが、職員が共有し定期的な見直しをするには、そのための仕組みづくりも望めます。

【2】総合的な人材育成計画の策定

施設では、職位、階層別にどのような知識、技術、資格を習得すべきかといった全体としての人材育成計画が策定されていません。計画を策定し、それに基づいた研修計画を策定することが望めます。また、人材育成計画と連動する人事考課の実施も考えられます。職員は日常生活支援場面で意欲的に仕事をしていますが、毎年、一人一人目標を設定して、実践後の振り返りを行い管理職と共に達成度を評価し、次の目標を設定するような仕組みは未構築です。人事考課を実施する上で、職員との定期的な面談や意見集約を行うことが、さらに職員の意欲向上に寄与すると考えられますし、目標設定をする中で、ホームでの実践のよいものを全体に発信し、施設全体としても共有するなど、施設のより一体化された運営につながることを期待されます。

評価結果概要

1 養育・支援

(1) 養育・支援の基本	第三者 評価結果
① 子どもの存在そのものを認め、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、子どもを理解している。	b
② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	b
③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	b
④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
⑤ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
<p>●評価の根拠（具体的な取り組み・工夫事例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ホーム6～8人の子どもを2～3人の職員が担当して、子どもと共に生活し、子どもに寄り添い理解を深めています。心理療法士も、問題を表出する子どものみでなく、目立たない子どもの心の動きにも配慮して見守っています。 ・ 職員は日常生活を共にする中で、食事、入浴、就寝時等、子どもが望んでいるときに触れ合う時間を持つよう努めています。子どもへの対応は担当する職員に任されていて、柔軟に対応しています。 ・ 各ホームで子どもたちの役割分担を決めたり、話し合いで物事を決めたりしています。安全上の問題がなければ、時間がかかっても子どもたちが自分で問題を解決して、次に進めるように支援しています。 ・ 未就園の幼児と帰園後の幼稚園児は、日中を園内保育のプログラムの下、専属の保育士が支援しています。児童や生徒に対して、子どもの状況に応じて特別支援教育や学習支援のボランティアを利用したりしています。ホームのおもちゃや本だけでなく園の下庭で遊んだり図書館を利用したりしています。 ・ ホームは異年齢男女混合で構成され、その中で年上の子どもを見習ったり、年下の子どもに優しくしたりする関係が作られています。園の子ども運営委員会で、各ホームから委員を選出してルールや約束等を話し合う仕組みがあります。 	

(2) 食生活	第三者 評価結果
① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	b
② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	b

(3) 衣生活	
① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供している。	b
② 子どもの衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
(4) 住生活	
① 居室等施設全体がきれいに整美されている。	a
② 子ども一人一人の居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	a

●評価の根拠（具体的な取り組み・工夫事例）

- ・各ホームではそれぞれのホームで作った食事を提供し、子どもたちと職員が食卓を囲み、会話をしながら食事をしています。アルバイトなどで遅く帰る子どもにも、適温の食事を出しています。
- ・食物アレルギーや体調の悪い子どもの食事には配慮して、除去食や消化のよいものなどを提供しています。
- ・栄養士が栄養や季節等を考えた献立を作り、食材の買い物も一括して行っています。各ホームでそれを料理し食事する中で、食事の作法が身に付き、準備や片付けができ、偏食も少しずつなくせるように支援しています。
- ・衣類については、清潔で子どもの体や季節に合ったものを用意しています。職員と買い物に行ったり高齢児は自分で選んで購入したりしていて、居室の自分のダンスやロッカーに入れてあります。子どもの年齢に応じて、衣類の整理、洗濯等ができるように支援しています。
- ・施設は室内外とも明るくきれいで、共有スペースの清掃も行き届いています。職員が設備や家具の不具合がないかチェックしたり大掃除を定期的にしたりしていますが、子どもたちも年齢に応じてできることで参加しています。
- ・園は家庭的な養育を行うことを基本としています。各ホームは5LDKのマンションタイプで、子どもの居室も個室が中心となっていますが、2人部屋の子どものも自分の領域を持っています。リビングや居室の飾りも各ホームに任されていて、温かい雰囲気を保つようにしています。

(5) 健康と安全	第三者 評価結果
① 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	b
② 医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	b
(6) 性に関する教育	
① 子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b

●評価の根拠（具体的な取り組み・工夫事例）

- ・職員は子どもの発達段階に応じて、体調や身だしなみ、マナーなど、子どもの状況を把握し必要な支援をして、自己管理ができるように導いています。ホームは担当として通常2人の女性保育士と2ホームに1人の男性指導員を配置しているので、性別に特化した相談にも応じられます。
- ・子どもの様子をよく見て健康状態を把握しています。園の嘱託医や園や学校の健康診断の結果等からも健康状態を把握し、必要な通院や服薬の支援をしています。

- ・性についての質問には、自他の命を大切にすることを念頭に避けて答えています。外部の「人間と性 教育研究協議会」に複数の職員が参加し、学習して、性教育のあり方を検討しています。

【課題】

- ・保健衛生管理について、事業計画書にも記載されていますが、医療や健康について最新情報を共有するためにも、定期的に職員の内部研修を行うことが望まれます。

(7) 自己領域の確保		第三者 評価結果
①	でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	b
②	成長の記録（アルバム）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	b
(8) 主体性、自律性を尊重した日常生活		
①	日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援している	b
②	主体的に余暇を過ごすことができるよう支援している。	a
③	子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	b

●評価の根拠（具体的な取り組み・工夫事例）

- ・衣類や日用品は子どもたちと相談の上、ほとんどの場合個別の物を用意しています。居室に自分のタンスや収納個所があり、片づけ方をアドバイスしたり、小さい子どもに対しては一緒に片付けたりしています。
- ・子ども一人一人に成長のアルバムが用意され、退所のときに手渡されていますし、いつでも見ることができます。
- ・月1回ホームの代表が集まる子ども運営委員会で、生活の問題を子ども自身が話し合う仕組みがあります。担当職員がアドバイスしたり職員との仲立ちをしたりして、できるだけ子どもたちの話し合いの結論を尊重するようにしています。
- ・子どもたちの興味、趣味、特技に合わせて、学校の部活動、地域の行事、ホームで開かれる教室（パソコン、太鼓、茶道）に参加したりしています。習い事をしたい子どもには、ピアノ、習字等支援するボランティアを紹介したり、職員が手芸等を教えたりしています。
- ・子どもたちに年齢に応じて定額を小遣いとして用意し、小遣い帳をつけるように支援をしています。将来の生活費等を考えるプログラムは、高校生会や自立サポート委員会として考えています。

【課題】

- ・成長の記録の整理については、各ホームに任されているので、ホームによって整理の状況に差があります。子どもと一緒に整理したり見たりする時間を大切にして成長を実感することは、自己肯定感につながる支援と思われるので、その支援については共通理解をすることが望まれます。

(9) 学習・進学支援、進路支援等		第三者 評価結果
①	学習環境の整備を行い、学力等にに応じた学習支援を行っている。	b

② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
③ 職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a

●評価の根拠（具体的な取り組み・工夫事例）

- ・低学年の子どもはリビングで宿題をするなど、職員が見守りやすい形で支援をしています。大きい子どもは居室で落ち着いて学習できるようにしています。学習支援のボランティアや、中学生には横浜市の援助による学習塾の利用もしています。
- ・進路の選択について、学校や児童相談所、家庭等と連絡を取り、子どもと十分話し合っています。園の中学生会、高校生会で進学や自立に向けた話し合いをしています。
- ・園で自立サポート委員会を立ち上げ、3ブロックの代表や心理療法士等を委員として、子どもたちの社会体験の機会を増やしています。社会体験ツアーとして、新聞社、中小企業、パン屋などを訪れたり実習したりしています。職員もNPOなどの勉強会に参加したり講師を務めたりして、子どもたちの進路選択やアフターケアについて学んでいます。

(10) 行動上の問題及び問題状況への対応	第三者 評価結果
① 子どもが暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合に、行動上の問題及び問題状況に適切に対応している。	b
② 施設内で子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
③ 虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。	b

(11) 心理的ケア	第三者 評価結果
① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b

●評価の根拠（具体的な取り組み・工夫事例）

- ・子どもの行動上の問題については、まずホームの職員と一緒に振り返りを行い、子ども自身が向きあい解決できるように支援しています。難しいケースや周囲の子どもを安全を考えて、ホームではなく管理部門の静養室等を使用することもあります。職員が必ず見守っていることを理解してもらうように努めています。
- ・職員は子どもたちの模範となるよう言葉遣いや態度に留意し、子どもたちと信頼関係を作るように努めています。問題が発生したときは、ホーム外の心理療法士、主任、施設長等も支援しています。年2回の全体集会の実施やNPO法人CAPセンター・JAPANの研修会に参加するなど、暴力・いじめ・差別が生じないように努めています。
- ・保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合には、児童相談所と連絡をとり、ホームだけでなく組織として職員に周知し、対応しています。
- ・職員から要請があれば、心理療法士はホームに入って支援をしたり、職員にアドバイスをしたりしています。目立たない子どもたちについてもそれとなく見守っています。

(12) 養育の継続性とアフターケア	第三者 評価結果
① 措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。	b

②	家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。	b
③	できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	b
④	子どもが安定した社会生活を送ることができるよう退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b

●評価の根拠（具体的な取り組み・工夫事例）

- ・措置変更の子どもの受け入れについては、前の施設と連絡を取って引き継ぎのカンファレンスを実施し、子どもが施設の生活をスムーズに勧められるように支援しています。
- ・退所にあたっては、ケース会議で退所後の生活について十分話し合っています。児童相談所や保護者と協議し退所までの日程を決めています。
- ・社会へのスタートについて、中学生や高校生に対する支援を手厚くして、スムーズに進学や自立ができるように支援しています。中学生会、高校生会、自立サポート委員会の活動等を通して適切な支援に努めています。
- ・退所後の支援についても、自立サポート委員会が中心になり、アフターケアを行うNPOなどと連携して取り組んでいます。年1回退所者や旧職員が集まる「集まろう会」を開催して交流しています。

2 家族への支援

(1) 家族とのつながり	第三者 評価結果
① 児童相談所や家族の住む市町村と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。	b
② 子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行っている。	b
(2) 家族に対する支援	
① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b

●評価の根拠（具体的な取り組み・工夫事例）

- ・家庭支援専門相談員は配置されていますが、ブロック主任と兼職であり、十分活動することは難しい中で、家族支援や家族再構築について、日常的にはホームでの子どもの担当職員が、家族との連絡も行っています。
- ・面会、外出、一時帰宅については、入所時に保護者に渡した文書に基づき実施し、「児童帰宅（外泊）時連絡票」に職員と家庭と双方のメッセージを記入しています。児童家庭支援センター内に親子で宿泊できる部屋を確保しています。
- ・保護者と面接する中で、思いや課題を聞いて信頼関係を作り、可能な場合は「親子関係の再構築」に向けた支援をするように考えています。実践は併設の家庭支援センターの機能としても捉えています。

3 自立支援計画、記録

(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定	第三者 評価結果
① 子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示している。	b
② アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。	b
③ 自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。	b
(2) 子どもの養育・支援に関する適切な記録	
① 子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録している。	b
② 子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。	b
③ 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。	a
<p>●評価の根拠（具体的な取り組み・工夫事例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントは児童相談所等からの情報を基に、子どもとの丁寧なかかわりを通して複数の職員で行っていますが、園として定めた様式や手順はなく作成中です。 ・自立支援計画は複数の担当職員が児童相談所とも協議の上で作成し、児童相談所に提出しています。支援目標は子どもに理解できるような目標として、目標に沿って各ホームで支援しています。 ・年2回自立支援計画の策定や見直しを行っていますが、必要に応じて緊急・随時の見直しも行っています。見直し時に担当職員は、目標の達成度や支援方法についての話し合いを行っています。 ・自立支援計画に基づく養育・支援の実施状況は、児童記録に丁寧に書き込まれています。児童記録の書式は決まっていて、子どものよさが分かるような記述が多く見られました。 ・記録を管理するにあたっては、個人情報保護や守秘義務の遵守を徹底しています。書類は鍵のかかるロッカーで保管しています。 ・パソコンやネットワークを用いて、職員が情報共有をできるように整備しています。日常の連絡について、ホームには「ホームノート」があり、必要な連絡を書き込んでいます。同時に会話により直接情報を伝えることも大切にしています。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントシートの統一書式を作成中とのことで、今後の取り組みが期待されます。自立支援計画についても作成の責任者を明示し、計画の進行状況を確認したり見直しの手順を決めたりする仕組みの構築が望まれます。 	

4 権利擁護

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮	第三者 評価結果
① 子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。	b
② 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	b
③ 子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	b
④ 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。	b
⑤ 子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。	a
(2) 子どもの意向への配慮	
① 子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。	a
② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組む。	b
<p>●評価の根拠（具体的な取り組み・工夫事例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「職員の心得」に、「1.児童の権利を擁護する処遇向上等に努めること」「2.入所児童に対し、差別なく平等に養育し、一人の人間として的人格を尊重すること」とはじめに明記されています。 ・昨年度の園内研修で児童の権利擁護について、外部の講師による講義を受講した後に、グループ内で権利養護と日々の実践について考える機会を設けて研修しました。今年度についても、子どもの権利擁護に関する園内での取り組み重点課題としています。 ・子どものプライバシー保護について、職員は明確な意識を持っています。たとえば、子どもの居室に入るときは必ずノックをして、子どもの了解を取って入室するようにしています。 ・子どもたちと職員は親しい関係を築いており、職員と子どもとの会話やコミュニケーションは円滑です。 ・「子ども運営委員会」が設置されており、ここでも子どもからの意見や要望が出されています。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園としての明確なプライバシー保護の規定が存在しておらず、またプライバシー保護を目的とした研修も取り組まれていません。今後の取り組みが期待されます。 	
(3) 入所時の説明等	第三者 評価結果
① 子どもや保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。	b
② 入所時に、施設で定めた様式に基づき養育・支援の内容や施設での約束ごとについて子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b

③	子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	a
(4) 権利についての説明		
①	子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	b
(5) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境		
①	子どもが相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。	b
②	苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。	b
③	子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。	a
(6) 被措置児童等虐待対応		
①	いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	c
②	子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
③	被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	b
(7) 他者の尊重		
①	様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	b
<p>●評価の根拠（具体的な取り組み・工夫事例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ホームページでは、園の沿革や運営方針などが詳細に紹介されています。また一般向けのパンフレットは作成されていて、誰でも見るできるようになっています。 入所時には、保護者や子どもに対して園での生活全般について説明を行っています。ただしその際に使用する資料が統一されていないので、現在、説明用の資料を準備している段階です。 入所までの手順としては、小学校以上の子どもの場合、①本人にまず会いに行き、本人の意志を確認する、②一度園に来てもらい見学をしてもらう、③戻ってから自分の判断で入所を決めてもらう、といった段階を踏んでいます。 職員の心得の1番目に「児童の権利を擁護する処遇向上等に努めること」と記しており、園として権利擁護に対する意識を示しています。また施設内虐待行為の禁止について、具体的に記載されています。 意見箱が設けられていて、意見が出されたときはそれに対応しています。ほかに子どもからの要望を受け止める仕組みとして「子ども運営委員会」が毎月開かれています。ここで、各ホームで園に対する意見・要望を子どもたち自身がとりまとめています。 園としては、苦情要望解決第三者委員会を設けており、担当職員を決めて、年2回委員会を開いています。 苦情解決に関する規定が整備されています。その中には苦情相談窓口担当者、苦情相談を受け付ける公的機関さらには苦情解決の手順まで記されています。子どもに対してもわかりやすい手順が示され 		

ています。

【課題】

- ・虐待や体罰の禁止が明記されていますが、いかなる場合も虐待が行われないよう徹底するために、虐待防止について日常的に会議や研修でとりあげ、啓発し続けることが望まれます。
- ・子どもに対し、権利についてわかりやすく説明した「権利ノート」は作成されておらず、現在準備中です。

5 事故防止と安全対策

	第三者 評価結果
① 事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。	b
② 災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。	b
③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。	b
●評価の根拠（具体的な取り組み・工夫事例）	
・事故対応マニュアルが作成されており、事故発生から連絡通報、応急処置などの手順がフローチャートで示されています。このチャートでは、さらに各段階でどのような措置を取らなければいけないかを説明しています。	
・マニュアルは事故の特性別に対応方法を分類しており、それぞれの事故やトラブルに対して、適切に処理を行えるようになっています。	
・消防署の定期検査が行われ、検査報告書も作成されています。自主消防組織が組織されており、毎月、自主訓練を実施しています。	

6 関係機関連携・地域支援

(1) 関係機関等の連携	第三者 評価結果
① 施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。	b
② 児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。	b
③ 幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校など子どもが通う学校と連携を密にしている。	a

(2) 地域との交流

①	子どもと地域との交流を大切に、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。	a
②	施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。	b
③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。	b

(3) 地域支援

①	地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。	b
②	地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。	b

●評価の根拠（具体的な取り組み・工夫事例）

- ・児童相談所、県、市の関係部署、学校、医療機関、警察等の連絡先をリスト化しています。資料はファイリングして保管し、関係機関の情報は職員に周知しています。
- ・児童相談所や学校等と定期的な連絡会を開いています。学校行事には積極的に参加し、PTAの役員を引き受けるなど、積極的に活動して連携を図っています。
- ・子どもの通う園や学校別にそれぞれの担当を決め、定期的な連絡会を設けています。個々の子どもについては、ホームの担当職員が担任と連絡を取り、面談や連絡ノートで情報交換を密にしています。
- ・子どもたちは地域のお祭り、ラジオ体操会、運動会、マラソン大会などに参加していて、職員も協力しています。子どもたちと学校の友だちとの間は、遊びに行ったり来たりする関係が作られています。園の行事であるバザーには地域の協力があって盛大に行われ、300人以上の参加者があり、地域で楽しみにしている人もいます。
- ・運営法人が敷地内に併設している児童家庭支援センターが、地域相談援助事業や交流事業に取り組んでいます。園とセンターは施設長が兼務であり、互いに協力関係にあります。
- ・ボランティアの受け入れマニュアルがあります。多様なボランティアが活動していて、近隣ミッションスクールの保護者・生徒、水曜ボランティア（裁縫）、個人ボランティア、理美容ボランティア、招待行事とそれぞれ担当を分けています。
- ・関係団体の会合等から福祉ニーズを把握しています。園のホームページで園の情報提供を丁寧に行い、頻繁に更新しています。

【課題】

- ・ボランティアの代表が話し合う場を設定し、園のニーズを伝えたり、ボランティアの意見を聞いたりして園運営に反映することなどが望まれます。

7 職員の資質向上

	第三者 評価結果
① 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	b
② 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	b
③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。	b
④ スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援している。	b
<p>●評価の根拠（具体的な取り組み・工夫事例）</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の資質向上のために、園内研修委員会を設けています。研修委員会では、目標として、①当園職員としての意識を持ち、組織での存在価値を見いだすこと、②子どもに対する支援の向上につなげるよう、自身を見つめ直すきっかけ作り、③ホーム運営、組織運営につながるような連携の強化、といった基本姿勢が明示されています。 園内研修、新任研修、神奈川県児童福祉施設職員研究会（通称：神児研）、研修計画作成等の研修関連の委員会、窓口がそれぞれ設置されており、新任研修から、職員の知識・技術レベルにあわせて研修が用意されています。 日常の業務においては、ブロック主任や臨床心理士などが、職員の悩みや問題について相談を受ける体制を作っており、事実上のスーパービジョンの仕組みとなっています。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 園として、職位・職階別、あるいは職種別にどのような知識、技術、資格を習得すべきかといった、園全体としての人材育成計画が策定されていません。そうした計画に基づいた研修計画策定が期待されます。 	

8 施設の運営

(1) 運営理念、基本方針の確立と周知	第三者 評価結果
① 法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。	a
② 法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。	a
③ 運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
④ 運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b

(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定

① 施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。	b
② 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。	b
③ 事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。	b
④ 事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
⑤ 事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b

●評価の根拠（具体的な取り組み・工夫事例）

- ・事業計画書に基本理念として「当園は、より家庭的な生活環境（小規模ユニット型）の中で、家庭的な養育を推進し、子ども達と職員が共に育み、互いに愛し、一般的な家庭の概念を超えた、神の家族として成長していくこと」と明示されています。
- ・基本理念に基づいて「児童の安心で安全な生活を保障する」「ホームの個性を尊重した家庭的養育を実践する」「児童の社会的自立を目標とした支援を行う」という3つの基本方針が明記されています。
- ・ホームページに、運営理念や支援方針を掲載しています。
- ・国の方針や、横浜市の施策が大きく変化している状況の中で、中長期的な方針は策定するに至っていません。ただし将来の方向性については、法人としてのおおまかな方針は示されています。
- ・毎年事業計画が策定されています。事業計画は、委員会、担当部署、担当者等が具体的な案件を検討して作成し、一部は数値目標にまで落とし込んでいます。

【課題】

- ・入所時には園の基本方針などを保護者や子どもたちに丁寧に説明しています。しかし、保護者や子ども向けには説明用のパンフレットや資料は作成されていません。障がい者への配慮等を含めて、保護者や子どもを対象とした説明資料の作成が求められます。

(3) 施設長の責任とリーダーシップ

第三者
評価結果

① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。	b
② 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。	b
③ 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	b
④ 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。	b

(4) 経営状況の把握

① 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。	b
② 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。	a
③ 外部監査（外部の専門家による監査）を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。	a

●評価の根拠（具体的な取り組み・工夫事例）

- 施設長は自らの責任と権限について、日常的に職員に表明する機会は少ないですが、会議などでの園としての重要な決定があるときには、自らの意見を表明しています。
- 運営委員会をはじめとした各種委員会の決定事項を尊重するといった、民主的な手続きを重視しています。そのために、施設長が直接リーダーシップを発揮する機会が限られていますが、災害時、緊急時には施設長としての役割が明確になっています。
- 施設長は、小舎制養育研究会などの外部の会合や研修会に参加して、運営に関する情報収集をするとともに、自分自身の研修も行っています。
- ここ2年間、園としての自己評価を実施しており、その結果をインターネットで公表しています。評価結果はきちんと考察しており、改善すべき点も指摘されています。

(5) 人事管理の体制整備		第三者 評価結果
①	施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。	b
②	客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。	c
③	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。	b
④	職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。	b
(6) 実習生の受入れ		
①	実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。	b

●評価の根拠（具体的な取り組み・工夫事例）

- 職員の意向を十分尊重する風土があります。また、勤務状況や福利厚生の状況は把握しています。
- 職員の健康診断は行っていますが、精神的なストレスの相談・解決ができるような仕組みは十分ではありません。臨床心理士が職員の精神的な相談に乗ることはあります。
- 実習生受け入れ窓口担当が決まっており、多くの大学、専門学校から実習生を受け入れています。

【課題】

- 職員の人数は定められた規定を満たしていますが、全体としての人員の配置や、必要な職種等に関する計画は定まっていません。
- 人事考課が現在なされていませんが、人事考課の方法、内容等を検討して評価システムを作成し、実施していくことが望まれます。また、人事考課を実施する上で、職員との定期的な面談や意見聴取を行うことも併せて行うことにより、職員の意欲向上に資することが期待されます。

(7) 標準的な実施方法の確立	第三者 評価結果
① 養育・支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行っている。	b
② 標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを施設全体で実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。	b
(8) 評価と改善の取組	
① 施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。	a
② 評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。	b
<p>●評価の根拠（具体的な取り組み・工夫事例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育に関しては、特に定められたルール・マニュアル等を用意されていませんが、各ホームの運営方法に関しては一定の規則、あるいは養育方法があり、職員間の共通認識になっています。 ・全国社会福祉協議会の社会的養護関係施設に関わる福祉サービス自己評価表により、この2年にそれぞれ1回ずつ自らの自己評価を実施しています。精細に園の運営を評価しており、それぞれの分野での優れている点、問題となる点を分析しています。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活全般で多様な領域での養育のため、標準的な方法が策定しにくいと考えられますが、さまざまな領域・場面を想定した上で標準的な実施方法を定めていくことが求められます。さらにそれを毎年、園として組織的に見直していく仕組み作りが求められます。 	

事業者コメント

これまで自己評価に取り組んできましたが、第三者評価の方を迎えて評価を実施する意味合いを改めて感じております。実際のヒヤリングや観察調査にも十分な配慮を頂き感謝いたします。

評価を頂きました、一人一人の子どもを大切にされた家庭的支援については、当園がユニットケア体制を敷いてから4年あまり、支援の中心に据えてきたところです。今後においても、子どもの最善の利益を追いながら進めてまいります。

改善点の手順書・マニュアル整備と共有、総合的な人材育成計画の策定につきましては、規模が大きくなった職員の組織化の課題たる指摘として受け止めています。

各支援現場の主体性を重視しながら、それらの全体共有を通し施設全体の運営となるよう努力してまいります。



-評価で次のステージへ-
since 2012

合同会社 評価市民・ネクスト

〒231-0003 横浜市中区北仲通 3-33 関内フューチャーセンター153

Tel: 050-3786-7048 Fax: 045-330-6048

URL: <http://www.hyouka-next.jp>